

第34回袖ヶ浦市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 平成31年2月5日(火)午後3時00分
- 2 開催場所 袖ヶ浦市役所7階会議室
- 3 定数及び出席委員数 定員16名 現員16名
- 4 出席委員 15名
  - 1番 保坂正雄
  - 2番 石渡正明
  - 3番 切替三夫
  - 4番 奥野元好
  - 5番 地引正和
  - 6番 注連野千佳代
  - 7番 有原敏夫
  - 9番 渡邊美代子
  - 10番 露崎春雄
  - 11番 山口武夫
  - 12番 中川喜一郎
  - 13番 小泉勝彦
  - 14番 山口勝久
  - 15番 関根芳夫
  - 16番 石塚康夫
- 5 欠席委員 1名
  - 8番 若林 豊
- 6 出席事務局職員 4名
  - 伊藤事務局長
  - 齊藤主幹
  - 高品主査
  - 石井主査

## ◎開 会

平成31年2月5日午後3時00分 開会

○事務局長（伊藤恵一君） それでは、皆様、本日はお疲れさまでございます。

初めに、会長からご挨拶をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（地引正和君） 皆さん、こんにちは。きのうは、春本番ぐらいの暑さになりまして、またきょうはその反面10度以上寒いということで、非常に三寒四温といたしますか、季節の変わり目ということで、非常に天候が安定していないのですけれども、そういう中でご苦労さまでございます。

まず初めに、不祥事でございますけれども、新聞報道にあります、推進委員が、事故を起こして逮捕されたということで、先月辞表の提出がありました。我々委員は非常勤特別職ということでございますので、倫理に関しても非常にまずいということで、我々もあともう残すところ2カ月でございますから、今後こういうことはないと思いますけれども、徹底してこういうことがないようにと思っております。

きょうもいろいろ議題がございますので、最後までご審議のほどよろしくお願いいたします。

○事務局長（伊藤恵一君） ありがとうございます。

それでは、議事に入りたいと思います。総会の議事は、袖ヶ浦市農業委員会会議規則第4条第1項の規定によりまして会長が行うこととなっておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（地引正和君） ただいまより第34回農業委員会総会を開会いたします。

ただいまの出席委員は16名中15名出席でございますので、会議は成立しております。

次に、欠席委員の報告を申し上げます。8番、若林豊委員でございます。

## ◎議事録署名委員の指名

○議長（地引正和君） 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

9番、渡邊美代子委員、10番、露崎春雄委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

## ◎議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

○議長（地引正和君） 日程第2、これより議案の審査を行います。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請を議題といたします。

議案第1号の1について、事務局の説明を求めます。

高品君。

○事務局（高品吉朗君） 事務局の高品です。議案第1号の整理番号1についてご説明いたします。

議案の1ページをごらんください。本件は、平成31年1月18日付で申請書の提出がありました。申請内容は、神納在住の個人が、同じく神納在住の個人から贈与により所有権を取得しようとする案件です。譲り渡し人は、相続で農地を取得しましたが、非農家であり、就職のために県外へ転出するこ

とになったことから、農地を贈与したいとのことです。譲り受け人は、以前から対象農地の耕作を依頼されており、既に耕作をしていることから、贈与の申し出を受けるとのことです。

総会資料1ページの位置図及び2ページの現地写真をごらんください。場所は、神納字下京田です。現地を確認したところ、現地は田で耕されておりました。

総会資料3ページをごらんください。所有農地及び耕作地に関する申告書を添付しております。

農地法第3条の許可基準についてですが、全部効率利用要件につきましては非耕作地はありません。

農機具等については、トラクターに田植機、コンバイン、耕運機、農用車を所有しています。もみすり乾燥については、知り合いの農業者に作業委託しているとのことです。

農作業常時従事日数につきましては、世帯で270日従事しており、基準の150日以上従事している要件を満たしております。

下限耕作面積要件につきましては、耕作している面積は121アールとなっており、50アール要件を満たしております。

地域との調和要件につきましては、もともと神納地区で耕作をしているので、今後も地域の基準に従って耕作していくとのことです。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（地引正和君） 事務局の説明が終わりましたので、申請地担当地区委員及び権利者住所地主担当委員の意見及び現地調査の報告を求めますが、議案第1号の1については私が申請地担当地区委員及び権利者担当地区委員となりますので、この場より意見及び現地調査の報告をさせていただきます。

1月22日の10時に譲り受け人と直接会いました。現地に行ってみたのですけれども、写真では一応1反ずつが2枚になっているのですけれども、これを2反にしませて非常によく耕作されておりました。私よりもこの人は1級上で、よく知っておりますけれども、先ほど事務局から説明がありましたように、農業意欲は満々でありますので、皆さんの意見を聞きたいと思えます。

以上でございます。

説明が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第1号の1について、賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（地引正和君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の1については許可と決定いたします。

次に、議案第1号の2について、事務局の説明を求めます。

高品君。

○事務局（高品吉朗君） 事務局の高品です。議案第1号の整理番号2についてご説明いたします。

議案の1ページをごらんください。本件は、平成31年1月18日付で申請書の提出がありました。申請内容は、木更津市在住の個人が、議案第1号の1と同じ神納在住の個人から贈与により所有権を取得しようとする案件です。譲り渡し人は、相続で農地を取得しましたが、非農家であり、就職のために県外へ転出することになったことから、農地を贈与したいとのことです。譲り受け人は、譲り渡し人のおじであり、申請地は通作できる距離であることから、管理をしていきたいので贈与の申し出を受けるとのことです。

総会資料4ページの位置図及び5ページの現地写真をごらんください。場所は、神納字谷ノ台です。現地を確認したところ、現地は畑で、きれいに耕されておりました。

総会資料6ページをごらんください。譲り受け人は、市外在住者なので、農業経営実態証明書を添付しております。

農地法第3条の許可基準についてですが、全部効率利用要件につきましては非耕作地はありません。農機具等については、トラクターに田植機、コンバイン、バインダー、耕運機を所有しています。もみすり乾燥については、知り合いの農業者に作業委託しているとのことです。

農作業常時従事日数につきましては、世帯で170日従事しており、基準の150日以上従事している要件を満たしております。

下限耕作面積要件につきましては、耕作している面積は77アールとなっており、50アール要件を満たしております。

地域との調和要件につきましては、地域の基準に従って耕作していくとのことです。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（地引正和君） 事務局の説明が終わりましたので、申請地担当地区委員及び権利者住所担当委員の意見及び現地調査の報告を求めますが、議案第1号の2についても私が申請地担当地区委員及び権利者住所担当委員となりますので、この場より意見及び現地調査の報告をさせていただきます。

1月27日1時半から、この方、〇〇〇さんなのですけれども、勤めているということでございまして、日曜日しかあいていないということだったので、この日直接現場を見てまいりました。この畑はこの人がもう最初から耕作しているということでございますので、私は何の意見もございませんけれども、皆様のご審議をよろしくどうぞお願いしたいと思います。

以上でございます。

説明が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第1号の2について、賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（地引正和君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の2については許可と決定いたします。

次に、議案第1号の3について、事務局の説明を求めます。

高品君。

○事務局（高品吉朗君） 事務局の高品です。議案第1号の整理番号3についてご説明いたします。

議案の1ページをごらんください。本件は、平成31年1月21日付で申請書の提出がありました。申請内容は、林在住の個人が、県外在住の個人から売買により所有権を取得しようとする案件です。譲り渡し人は、県外に居住し、相続で農地を取得しましたが、遠方で管理することが困難であることから、売買したいとのことです。譲り受け人は、自作地が隣接しており、耕作上便利であるため売買の申し出を受けるとのことです。

総会資料7ページの位置図及び8ページの現地の写真をごらんください。場所は、林字堂ノ谷です。現地を確認したところ、現地は梅の木が植林されている農地と田んぼとして耕されていました。

総会資料9ページをごらんください。所有農地及び耕作地に関する申告書を添付しております。

農地法第3条の許可基準についてですが、全部効率利用要件につきましては、非耕作地はありません。

農機具等については、トラクターに田植機、コンバイン、農用車等を所有しています。もみすり乾燥については、農協のライスセンターに委託しているとのことです。

農作業常時従事日数につきましては、世帯で250日従事しており、基準の150日以上従事している要件を満たしております。

下限耕作面積要件につきましては、耕作している面積が177アールとなっており、50アール要件を満たしています。

地域との調和要件につきましては、地域の基準に従って耕作していくとのことです。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（地引正和君） 事務局の説明が終わりましたので、申請地担当地区委員及び権利者住所地担当委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

15番、関根芳夫委員。

○15番（関根芳夫君） 15番、関根です。この案件につきましては、現地調査を1月31日午後1時、譲り受け人と2人で現地を見ました。事務局がおっしゃったとおり、この申請地は国道409号線のすぐそばということで、申請地というところの下の道路を東に向かっていくと左側になりますが、ここが譲り受け人の住宅であります。それで、この案件の部分は写真のほうで見ると、8ページの上のほうを見ると左側が自宅です。〇〇〇さんの自宅ということで、上の写真が梅の苗木を植えてあります。それで、下の写真がこの梅の苗木の向こうのほう、ちょっと東側になりますけれども、この8ページの下の写真は、これはもうレンゲを植えてありまして、最初はどうなるかと思ったけれども、ここようやく芽ぐんできて青くなり始めたというようなことで説明がありました。前回、運営委員の皆さんと行って見た、8ページの下のほうの写真は運営委員の皆さんと一緒に見た場所でございます。レンゲが何か生えているか生えていないかわからない状態、大分青くなっていました。

農家要件のほうは、事務局おっしゃったとおり、機械は全てそろっております。よろしくご審議お願いします。

以上です。

○議長（地引正和君） 説明が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第1号の3について、賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（地引正和君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の3については許可と決定いたします。

次に、議案第1号の4について、事務局の説明を求めます。

高品君。

○事務局（高品吉朗君） 事務局の高品です。議案第1号の整理番号4についてご説明いたします。

議案の2ページをごらんください。本件は、平成31年1月21日付で申請書の提出がありました。申請内容は、議案第1号の3と同じ林在住の個人が、市外在住の個人から売買により所有権を取得しようとする案件です。譲り渡し人は、市外に居住し、相続で農地を取得しましたが、遠方で管理することが困難であることから売買したいとのこと。譲り受け人は、自作地が隣接しており、耕作上便利であることから売買の申し出を受けるとのことです。

総会資料10ページの位置図及び11ページの現地写真をごらんください。場所は、林字堂ノ谷です。現地を確認したところ、現地は梅の木が植林されていました。

総会資料9ページをごらんください。所有農地及び耕作地に関する申告書を添付しております。

農地法第3条の許可基準についてですが、先ほどの議案第1号の整理番号3のときにご説明した内容と同じになりますので、説明は省略させていただきます。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（地引正和君） 事務局の説明が終わりましたので、申請地担当地区委員及び権利者住所地担当委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

15番、関根芳夫委員。

○15番（関根芳夫君） 15番、関根です。ただいま事務局の高品さんのほうから先ほどの案件とちょっと離れたが、同じ〇〇〇さんが求めるということですので、先ほどちょっとどっちがどっちだかわからなかったのですが、最初のほうがこの梅の木を植えたほうです。今度の案件が、この下のほうの牧草、レンゲですか、この件です。先ほど事務局言ったとおり、機械等の要件は全部そろっております。よろしくご審議お願いします。

以上です。

○議長（地引正和君） 説明が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第1号の4について、賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（地引正和君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の4については許可と決定いたします。

次に、議案第1号の5について、事務局の説明を求めます。

高品君。

○事務局（高品吉朗君） 事務局の高品です。議案第1号の整理番号5についてご説明いたします。

議案の2ページをごらんください。本件は、平成31年1月18日付で申請書の提出がありました。申請内容は、大曾根在住の個人が、上泉在住の個人から売買により所有権を取得しようとする案件です。譲り渡し人は、相続で農地を取得しましたが、非農家のため、譲り受け人へ売買の申し出をしたとのことです。譲り受け人は、一時期病気療養中であったため、中間管理事業を利用して田んぼを全て地域の農業生産法人へ貸し付けしましたが、現在は体調も回復し、畑作中心に耕作をしています。今後は、長男に農業を継がせることもあり、農地を確保するためにも農地を取得したいとのこと。

総会資料12ページの位置図及び13ページの現地写真をごらんください。場所は、川原井字影山の三です。現地を確認したところ、現地は畑で耕されていました。

総会資料14ページをごらんください。所有農地及び耕作地に関する申告書を添付しております。

農地法第3条の許可基準についてですが、全部効率利用要件につきましては非耕作地はありません。農機具等については、トラクターに田植機、コンバイン、農用車を所有しています。もみすり乾燥については、知人に借りているとのこと。このことから、耕作に必要な機械はおおむねそろっているものと思われま。

農作業常時従事日数につきましては、世帯で200日従事しており、基準の150日以上従事している要件を満たしております。

下限耕作面積要件につきましては、貸付地があるため、耕作している面積が42アールとなっておりますが、今回の申請地を合計すると88アールとなり、50アール要件を満たします。

地域との調和要件につきましては、地域の基準に従って耕作していくとのこと。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（地引正和君） 事務局の説明が終わりましたので、申請地担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

15番、関根芳夫委員。

○15番（関根芳夫君） 15番、関根です。現地調査の報告いたします。

1月29日、この畑を私よく知っていますので、一人で25日の日は11時に見に行きました。耕されて、もう一度これうなっているのかな、もうすぐ落花生と大根やるというようなことをおっしゃっていましたので、もう一回ぐらい大きなトラクターでうなっていました。それで、再度〇〇〇さんのところへ林から今度1月31日の1時過ぎですか、〇〇〇さんと行き会って、その後また寄って電話連絡して、〇〇〇さんとちょっと現地ですと思ったのですが、折り合いがつかなくて電話で聞き取りしました。結局先ほど申し上げましたとおり、最初に大根をやって、それから落花生やるのだというようなことで、意欲満々におっしゃっていました。



農家要件のほうは、1番委員の保坂さんに補足説明をお願いします。よろしくどうぞお願いします。

○議長（地引正和君） 次に、権利者住所地担当委員の意見を求めます。

1番、保坂正雄委員。

○1番（保坂正雄君） 1番、保坂です。申請者の農家要件につきましては、事務局の方の言うとおりでございます。あとは何ら問題ないと思いますので、皆さんの審議をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（地引正和君） 説明が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第1号の5について、賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（地引正和君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の5については許可と決定いたします。

次に、議案第1号の6について、事務局の説明を求めます。

高品君。

○事務局（高品吉朗君） 事務局の高品です。議案第1号の整理番号6についてご説明いたします。

議案の2ページをごらんください。本件は、平成31年1月21日付で申請書の提出がありました。申請内容は、奈良輪在住の個人が、市外在住の個人から売買により所有権を取得しようとする案件です。譲り渡し人は、市外に居住し、高齢で労働力不足であることから、売買したいとのことです。譲り受け人は、今まで君津市に居住していましたが、妻の母親と同居することにしたため、袖ヶ浦市へ転出してきました。自家用野菜を栽培する農地を探していたところ、譲り渡し人からの申し出があったため、その申し出を受けるとのことです。

総会資料15ページの位置図及び16ページの現地写真をごらんください。場所は、吉野田字上向根及び砂田です。現地を確認したところ、現地は田と畑で保全管理されていました。

総会資料17ページをごらんください。譲り受け人は、市内在住者ではありますが、袖ヶ浦市に農地の所有がないことから、所有農地及び耕作地に関する申告書ではなく、農地の所有がある君津市の農業経営実態証明書を添付しております。

農地法第3条の許可基準についてですが、全部効率利用要件につきましては非耕作地はありません。

農機具等については、トラクターに田植機、コンバイン、農用車等を所有しています。もみすり乾燥については、亀山ライスセンターに委託しているとのことです。

農作業常時従事日数につきましては、本人が180日従事しているとなっておりますが、現在では妻も80日従事しているため、世帯で260日従事していることになり、基準の150日以上従事している要件を満たしております。

下限耕作面積要件につきましては、耕作している面積が59アールとなっております、50アール要件を満たしております。

地域との調和要件につきましては、地域の基準に従って耕作していくとのことです。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（地引正和君） 事務局の説明が終わりましたので、申請地担当地区委員の現地調査の報告を求めます。

14番、山口勝久委員。

○14番（山口勝久君） 14番、山口です。1月30日の午後3時に吉野田の現地で譲り受け人の方と落ち合ひまして、いろいろ話を聞きました。話の内容は、今事務局から説明のあったとおりですが、君津のほうの実家のほうの農地については、後継者である長男の方が休みの日に来て一緒に農作業をやっているというような話も聞きました。それと、現地のほうですが、参考資料の16ページにあります現在の状況の写真のほうですが、上のほうの田ということで、現状は私も農業委員になってから推進委員の方と何度かパトロールに行っていて、ここ荒れているということで、地元の話なんか聞きますと、そのうち何か買うような話になっているようですなんていう話も聞いていましたので、今回の話聞いたときに、あそこだなということで考えておりました。現状は、以前は草があったのですが、それを刈って、刈った後焼却して燃した後がこの写真になっております。それで、地目が田ということになっておりますけれども、〇〇〇さんの話ですとここも畑として野菜をつくりたいということでした。下のほうが、ごめんなさい、逆です。今それが田ですけれども、田のほうもこれは畑として使うということで、下のほうの畑の写真ですが、これ現状は何か現在写っていないのですけれども、左のほうに重機がありまして、それで何か上のもう一枚、今回のところと、その上にもう一筆ありまして、それは今回と関係ないのですが、以前やっぱり荒れていたところでした。その両方を現在今重機が入った後といいますか、両方きれいにして、きれいというか、草とか雑草など取り除いて、いつでも畑にできるような状況になっておりました。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（地引正和君） 次に、権利者住所担当委員の意見を求めますが、私が権利者住所担当委員となりますので、この場より意見をさせていただきます。

1月28日夕方の6時に電話でちょっと質問したのですけれども、今事務局が言われましたように、

年間180日ということで、この吉野田のところも非常にいろいろな面でこれから頑張っていくのだということで、奥さんともども言っていましたので、皆さんのご審議をよろしくお願ひしたいと思ひます。

説明が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第1号の6について、賛成の方は挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○議長（地引正和君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の6については許可と決定いたします。

#### ◎議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

○議長（地引正和君） 次に、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請を議題といたします。

議案第2号の1について、事務局の説明を求めます。

石井君。

○事務局（石井和樹君） 事務局の石井です。議案第2号の整理番号1についてご説明いたします。

議案3ページをごらんください。本件は、市外の法人が、市内在住の所有者から農地1筆を買い取り、太陽光発電施設用地に転用したいとする案件であり、土地の所在、権利関係等は議案記載のとおりです。本件については、平成31年1月21日に申請書の提出がなされております。

総会資料18ページの位置図をごらんください。申請地は、JR東横田駅の北東側約2.1キロメートル、平岡小学校からは西側約150メートルに位置し、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり、第2種農地でございます。

総会資料19ページをごらんください。土地利用についてですが、架台を設置しながら、太陽光パネルを全体で324枚設置する計画です。

排水関連については、雨水の自然排水のみの計画となっております。

なお、所要資金については、自己資金により賄う計画となっております。

総会資料20ページに現地の写真を添付しております。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（地引正和君） 事務局の説明が終わりましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

3番、切替三夫委員。

○3番（切替三夫君） 3番、切替です。現地調査の報告をします。

1月31日の午後に代理人の〇〇〇さんと現地にて落ち合いまして現地を見ましたけれども、別に荒れてもいないし、つくってはいなかったのですけれども、きれいな畑状態でした。別に何の問題もないと思います。皆さんのご審議お願いします。

○議長（地引正和君） 次に、本案件は複数委員案件のため、調査に同行した10番、露崎春雄委員から補足の説明があればお願いしたいと思います。

○10番（露崎春雄君） 別にありません。お願いします。

○議長（地引正和君） 説明が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第2号の1について、賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（地引正和君） 賛成全員でございます。

よって、議案第2号の1については許可相当と決定いたします。

次に、議案第2号の2について、事務局の説明を求めます。

石井君。

○事務局（石井和樹君） 事務局の石井です。議案第2号の整理番号2についてご説明いたします。

議案3ページをごらんください。本件は、市外在住の個人が、市内在住の所有者から農地3筆を買い取り、太陽光発電施設用地に転用したいとする案件であり、土地の所在、権利関係等は議案記載のとおりです。本件については、平成31年1月21日に申請書の提出がなされております。

総会資料21ページの位置図をごらんください。申請地は、JR東横田駅の南西側約380メートル、平川行政センターからは南西側約530メートルに位置し、農用地区域内にある農地以外の農地であって、鉄道駅の周囲おおむね500メートル以内の区域内にある農地であることから、第2種農地と判断

されます。

総会資料22ページをごらんください。土地利用についてですが、架台を設置しながら、太陽光パネルを全体で324枚設置する計画です。

排水関連については、雨水の自然排水のみの計画となっております。

所要資金については、自己資金及び金融機関からの借入れにより賄う計画となっております。

総会資料23ページに現地の写真を添付しております。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（地引正和君） 事務局の説明が終わりましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

7番、有原敏夫委員。

○7番（有原敏夫君） 7番、有原です。それでは、この件についてご報告いたします。

1月25日の午前9時半から、代理人、若林委員、私の3名で現地の確認をいたしました。現地は、百目木公園の東側に隣接しており、写真にもありますように、柿の木が40本ぐらい植えられていて、下草が枯れて残っていました。譲り渡し人の親が柿の出荷や管理をしていましたが、その親が亡くなってからは、体が余り丈夫ではない譲り渡し人では管理ができないということで、売却することにしたそうです。ただ、周囲には3軒民家があって、うち1軒は譲り渡し人の家ですが、ほかの2軒にはこの事業のことをまだ知らせていないということだったので、代理人が業者に話をしよう言っておくとのことでした。若林委員とは、ここを畑に戻すにはコストも高くついて農家も手を出さないだろうから、やむを得ないなということになりました。

以上、ご報告いたします。ご審議よろしくお願いいたします。

○議長（地引正和君） 説明が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

はい、どうぞ。

○16番（石塚康夫君） 16番、石塚です。太陽光発電ということで、2件あるのですけれども、太陽光発電の単価がもう下がるということで、現状18円ですけれども、4円下がって14円になるというようなところであるし、もう一つはそれは確定ではないのですけれども、3月31日まで接続しないと単価が下がるか、あるいは認可時の契約単価ではなくて期間が短くなるとか、非常に何か厳しい状況だというふうに認識をしていますけれども、今までも太陽光発電の中で申請がいろいろ上がってきたのですけれども、例えばこの案件が事業者に売買される売買でいった場合に、農業委員会でオーケー出し

て県に上がって、多分事業採択みたいな感じで許可されて、そうするとその後の例えばそれがコスト的に合わないとかとなった場合に、売買でやるのですから、当然農地ではなくなるわけですね。その場合の土地の扱いというのはどういう、その事業者なり個人の所有になるのでしょうかけれども、これが例えば民家のすぐ脇であった場合ですけれども、かなり農地であれば荒れないのですけれども、当然荒れてくると思うのですけれども、もしその事業がストップ、事業をやらないという決定もあると思うのですけれども、そういう場合の農地の扱いというのはどういうふうになるのですか。

○事務局（齊藤秀夫君） 事務局、齊藤です。転用許可後ですが、工事が終わると完了報告が上がってきまして、そのときに地目変更のための転用事実確認証明願も提出されまして、検査後に証明いたします。それをもって地目変更になり農地から外れ、確かに申請を受けたときには事業の確約書が添付されていますが、農地法からは外れてしまうこととなります。

○議長（地引正和君） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第2号の2について、賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（地引正和君） 賛成全員でございます。

よって、議案第2号の2については許可相当と決定いたします。

◎議案第3号 平成30年度第11次農用地利用集積計画書（案）の承認について

○議長（地引正和君） 次に、議案第3号 平成30年度第11次農用地利用集積計画書（案）の承認についてを議題といたします。

議案第3号について、事務局の説明を求めます。

高品君。

○事務局（高品吉朗君） 事務局の高品です。議案第3号の平成30年度第11次農用地利用集積計画書（案）についてご説明いたします。

この平成30年度第11次農用地利用集積計画書（案）については、農地法第3条の第1項第7号に該当し、農地法の申請による許可ではなく、農業経営基盤強化促進法により農業委員会の審査及び決定を受けるために審議をしていただくものです。

それでは、農用地利用集積計画書（案）の4ページをごらんください。今回の申請は、利用権設定が1件で、そのうち通常の利用権設定が1件、農地中間管理事業による利用権設定はゼロ件となっております。農業経営基盤強化促進法により利用権設定を受ける方の面積は、合計で10.05アールとなっております。

利用権設定の詳細内容につきましては、資料の1ページから3ページ記載のとおりとなっておりますので、説明は省略させていただきます。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（地引正和君） 事務局の説明が終わりましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第3号について、賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（地引正和君） 賛成全員でございます。

よって、議案第3号については原案のとおり可決されました。

◎議案第4号 袖ヶ浦市農地利用最適化推進委員の辞任にかかる同意について

○議長（地引正和君） 次に、議案第4号 袖ヶ浦市農地利用最適化推進委員の辞任にかかる同意についてを議題といたします。

議案第4号について、事務局の説明を求めます。

齊藤君。

○事務局（齊藤秀夫君） 事務局、齊藤です。議案第4号についてご説明させていただきます。

追加議案書をごらんください。議案第4号 袖ヶ浦市農地利用最適化推進委員の辞任にかかる同意についてでございます。

提案理由は、平成31年1月29日付で農地利用最適化推進委員、根形地区の中山竜也委員から、平成31年1月31日をもって辞任したい旨の辞任願が提出され、これを受理するに当たり、農業委員会等に関する法律第23条の規定に基づき、農業委員会の同意を求めるものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（地引正和君） 説明が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 質疑はないようですので、質疑を打ち切り、直ちに採決をいたします。

議案第4号 農地利用最適化推進委員の辞任にかかる同意について、賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（地引正和君） 賛成全員でございます。

よって、議案第4号については同意することに決定いたします。

◎報告事項

○議長（地引正和君） 次に、日程第3、報告事項に入ります。

事務局に説明を求めます。

齊藤君。

○事務局（齊藤秀夫君） 事務局、齊藤です。協議報告第1号について報告いたします。

議案の4ページから5ページをごらんください。農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出書の提出がありましたので、袖ヶ浦市農業委員会処務規程第11条第7号の規定に基づき、局長専決にて処理しましたので、報告いたします。

なお、専決処理期間は、平成30年12月1日から12月31日までで3件でございます。

続きまして、協議報告第2号について報告いたします。

議案の6ページから11ページをごらんください。農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出書の提出がありましたので、袖ヶ浦市農業委員会処務規定第11条第7号の規定に基づき、局長専決にて処理しましたので、報告いたします。

なお、専決処理期間は、平成30年12月1日から12月31日までで16件でございます。

報告は以上でございます。

○議長（地引正和君） 報告は以上です。

◎その他

○議長（地引正和君） 次に、日程第4、その他に入ります。

委員の皆さんから何かありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 事務局から何かありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 本日の日程は全て終了いたしました。

◎閉 会

○議長（地引正和君） これをもちまして第34回農業委員会総会を閉会いたします。

どうもお疲れさまでございました。

午後3時57分 閉会